

プレミアム付びばい商品券取扱店募集要項

1. 趣 旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を鑑み、幅広く市民の消費を下支えし、市民生活の支援と市内経済の活性化を図ることを目的として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、「プレミアム付びばい商品券」を発行します。

2. 応募資格・条件

美唄市内において、事業を営み、かつ店舗を有している事業所。商品の販売のみならず、サービスの提供など幅広い業種を対象とします。

ただし、下記に規定する事業所は対象外とします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの。
- (3) 法令又は公序良俗に反するもの。

3. 申込方法

- (1) 令和7年に販売しました「がんばろう！びばい応援券」に参加された取扱店は、申込手続きは不要となります。換金方法の一部変更（6. 商品券の換金参照）にともない、換金指定口座届出書（別紙）に必要事項を記入し、「プレミアム付びばい商品券発行事業受託者 美唄商工会議所」へFAX、持参または郵送により提出下さい。
新規にお申込みされる方は、申込書に必要事項を記入し、「プレミアム付びばい商品券発行事業 受託者 美唄商工会議所」へ持参または郵送により提出下さい。
- (2) 商工会議所等はその構成員である事業者に代って前項の応募をすることができます。
- (3) 複数の支店がある場合は、各支店の店舗単位で申し込むものとします。
- (4) 取扱店登録料は無料とします。

4. 申込期間

令和8年1月15日（木）～令和8年1月23日（金）必着

申込期限内に申込手続きを完了した事業所に対して、市、商工会議所ウェブサイトで周知するとともに商品券購入引換券送付時に配布するチラシに掲載します。

締切以降に申請された事業所については、市、商工会議所ウェブサイトのみの掲載となります。

5. 商品券の概要

- (1) 商品券は、額面500円券13枚の6,500円分（全店共通券5,000円、地元券1,500円）を1セットとし、5,000円で販売します。
- (2) 取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、令和8年3月15日（日）～令和8年9月14日（月）に限り、券面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売または役務の提供（以下「取引」という）を行います。
- (3) つり銭は出ません。
- (4) いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券の使用はできません。
- (5) 商品券の使用対象外となる物品又は役務は以下のものとします。

- ①不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で、消費の下支えとは言い難い出資
- ②たばこ
- ③有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高いもの
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑤税金や保険料等の公租公課及び公共料金の支払い

6. 商品券の換金

- (1) 商品券の換金を受けようとする取扱店は、当該商品券及び取次機関指定の「プレミアム付びばい商品券換金確認書」を取次機関に提出下さい。
- (2) 商品券の換金は次のとおり取次機関（美唄商工会議所）において隨時行います。
 - ①3万円以上の換金は、毎月 1 日～15 日までの持参分は当月の末日に、16 日～末日までの持参分は翌月の 15 日に換金額から振込手数料を差し引いた金額を指定口座へ振り込みます（振込日が土日祝日の場合は翌営業日）。
 - ②3万円未満の換金は取次機関の窓口にて支払います。
- (3) 換金手数料は無料とします。
- (4) 換金請求は、令和 8 年 3 月 16 日（月）～令和 8 年 9 月 25 日（金）の期間とします。この期間を過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金に応じません。

7. 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 取次機関が配布する商品券取扱店ステッカーを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (4) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに市に連絡すること。その際の責については市にて協議する。
- (5) 換金目的での商品券の購入は行わないこと。
- (6) 自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- (7) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (8) 商品券を、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用してはならない。
- (9) 市は、取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとする。

お申込み・お問合せ先：美唄商工会議所

〒072-0025 美唄市西 2 条南 2 丁目 1 番 1 号

TEL : 63-4196 FAX : 63-4194

メール : bibaicci@gray.plala.or.jp